

2 障害者手帳

身体障害者手帳

身体に障がいがあることを証明する手帳です。等級に応じて各種福祉制度が利用できます。

対象者	身体障がいの種類	等級		
国が定めた身体障害認定基準に該当する障がいのある方	視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）	1・2級	3・4級	5・6級
		重度	中度	軽度

必要書類			①申請書 (マイナンバー記入)	②診断書 (所定様式)	③顔写真 (縦4cm×横3cm)	④身体障害者 手帳
	新規		○	○	○(2枚)	—
再交付	紛失		○	—	○(1枚)	—
	破損		○	—	○(1枚)	○
	障がいの追加、程度変更		○	○	○(1枚)	○
変更	居住地、氏名		○	—	—	○
返還	死亡		○	—	—	○
手続の流れ (新規の場合)	- 主治医(指定医)と相談の上、診断書を取得する。※診断書は申請日より6か月以内のもの - 障がい福祉課に必要書類を提出する。 - 千葉県での審査の上、手帳が交付される。(おおよそ2か月後) ※診断書に不備等があった場合は、さらに時間がかかる場合があります - 受け取りの案内が届くので障がい福祉課で手帳を受け取る。その際、ご利用になれる福祉制度をご説明します。					
有効期間	・原則として有効期間はありません。 ・ただし、障がい程度に変化が予想される方は1～5年後に再認定が必要となります。 その場合は、手帳に再認定年月が記載されますので、再度診断書等をご提出いただきます。 再認定年月の2か月ほど前に更新のお知らせをお送りします。					
窓 口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)					

障害者手帳

療育手帳

知的障がいがあることを証明する手帳です。障がい程度に応じて各種福祉制度が利用できます。

対象者		障がい程度						
知能指数がおおむね75以下の方		最重度(㊤ (18歳以上は㊤の1、㊤の2))、重度(A の1、A の2) 中度(B の1)、軽度(Bの2)						
必要書類			① 申請書	②顔写真 (縦4cm×横3cm)	③印鑑	④ 療育手帳	⑤ 申出書	
	新規		○	○	申請者欄、 届出者欄を 自書する場 合は省略で きます	—	—	
	県外又は千葉市から転入		○	○		○	○	
	再判定	次の判定年月の到来	○	○		—	—	
	再交付	紛失	○	○		—	—	
		破損	○	○		○	—	
	変更	氏名、住所、電話番号 (本人または保護者)	○	—		○	—	
	返還	死亡、不要となった 千葉県以外の手帳を取得	—	—		○	—	
手続の流れ (新規の場合)	① 障がい福祉課に必要書類を提出する。 【18歳未満】聞き取り調査なし 【18歳以上】障がい福祉課で現況の聞き取り調査あり							
	② 後日、下記の県の機関で判定(知能検査及び面談)を受ける。 【18歳未満】千葉縣市川児童相談所(市川市東大和田 2-8-6 電話:047-370-1077) 【18歳以上】千葉県東葛飾障害者相談センター (我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 3 階 電話: 04-7165-2422)							
	③ 受け取りの案内が届くので、障がい福祉課で手帳を受け取る。その際、ご利用になれる福祉制度をご説明します。							
有効期間		・定期的に再判定(更新)が必要です。 ・18歳以上の方で一度障害者相談センターで面接判定を受けた方は、次の再判定(更新)からは原則として書類判定となりますので、市役所での聞き取り調査のみの手続きとなります。						
窓 口		障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)						

療育手帳障がい程度基準表

障がい程度		判定の基準
最重度	㉠	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
重度	Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
	Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所有しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
中度	Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
軽度	Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。(18歳以上を対象)

最重度	㉠の1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者
	㉠の2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㉠の1以外の者

〔注〕あみかけ部分□に該当する方で、65歳～74歳の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度は、医療費の自己負担の割合が、所得に応じて1割又は3割になります。加入されるかどうかは、保険年金課にご相談の上、付加給付や保険料等の制度の違いを考慮してご判断ください。

目次	1 制度一覽	2 障害者手帳	3 障害福祉サービス	4 補装具	5 日常生活用具	6 手当、年金等	7 医療	8 税金、公料金	9 交通機関	10 日常生活支援	11 障がい別支援	12 障がい別支援	13 就労支援	14 選挙	15 相談	16 施設	17 関係機関	18 シンボルマーク	19 マイナンバー関連
----	--------	---------	------------	-------	----------	----------	------	----------	--------	-----------	-----------	-----------	---------	-------	-------	-------	---------	------------	-------------

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがあることを証明する手帳です。等級に応じて各種福祉制度が利用できます。

対象者	精神疾患例	等級
精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方	・統合失調症 ・うつ病 ・双極性障害 ・てんかん ・高次脳機能障害 ・認知症 ・中毒精神病 ・発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)	1 級～3 級

必要書類			① 申請書 (マイナンバー記入)	②診断書(所定様式) 又は障害年金証書 (年金受給の場合は同意書)	③顔写真 (縦4cm×横3cm)	④印鑑	⑤精神 保健福祉手帳
	新規		○	○	○	申請者欄、 届出者欄を 自書する場 合は省略で きます	—
	更新(2 年ごと)		○	○	○		○
	障がい程度の変更		○	○	○		○
	再交付	紛失	○	—	○		—
		破損	○	—	○		○
	変更	氏名、住所	○	—	—		○
	返還	死亡、不要となった	○	—	—		○
手続の流れ (新規の場合)	① 障がい福祉課に必要書類を提出する。※診断書は申請日より3か月以内のもの						
	② 千葉県での審査の上、手帳が交付される。(おおよそ2か月後)						
	③ 手帳の受け取りの案内が届くので、障がい福祉課で手帳を受け取る。その際、ご利用になれる福祉制度をご説明します。						
有効期間	2 年(更新のお知らせはありませんので、ご注意ください)						
窓 口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2 階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)						

精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	判定の基準
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のもの

〈注〉

あみかけ部分 ☐ に該当する方で、65 歳～74 歳の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度は医療費の自己負担の割合が、所得に応じて 1 割又は 3 割になります。加入されるかどうかは、保険年金課にご相談の上、付加給付や保険料等の制度の違いを考慮してご判断ください。

難病等について

難病等の方であれば、障害者手帳がなくても、障害者総合支援法に基づく一部のサービスが利用できます。

対象者		利用できるサービス
・難病の方 ・小児慢性特定疾病の児童 ※対象疾病の診断が出ていれば、重症度に関わらず申請が可能です。		障害福祉サービス P9～14 補装具 P15～16 日常生活用具 P17～26 など
難病の証明に必要な書類	以下のいずれか ●千葉県特定医療費(指定難病)受給者証 ●千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 ●対象疾病の病名が記載された医師の診断書(様式は任意)	
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)	

目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 手当、年金等
7 医療
8 税金、公営料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活支援
11 障がい別支援 視覚
12 障がい別支援 聴覚
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マイナビ 関連